



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年3月26日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





流教公第 89 号

平成 30 年 2 月 22 日

流山市監査委員 佐々木 健一 様

流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市教育委員会

委員長 杉浦 明



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 30 年 2 月 15 日付け、流監第 77 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成 3 0 年 2 月 1 5 日・流監第 7 7 号		
監 査 の 種 別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部 公民館	指摘 (7)	家庭教育事業において、講師に食事代を支出していた。 適正な執行に努められたい。	指摘を受けたので 今後は食事代を支出 しないこととしま す。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。

表示は、「指摘」又は「意見」とする。